

○複数の営業所分をまとめて申告納付する場合は、利子等の種類毎に営業所別明細シートを作成してください。

#### 【納入申告書記載要領】

- 1 この納入申告書には第12号の4様式、第12号の4の2様式又は第12号の4の3様式の計算書及び県内の営業所等分を一括納入する場合には第12号の5様式の営業所等別明細書を添付すること。
- 2 この納入申告書の記載の要領は、次によること。
  - (1) 「年 月分」欄には、利子等の支払をした年月を記載すること。
  - (2) 「特別徴収義務者番号」欄には、秋田県知事が指定した番号を記載すること。
  - (3) 「特別徴収義務者・取扱営業所等」欄には、特別徴収事務を実際に行う営業所等(本社、本店を含む。)の所在地及び名称等を記載すること。
  - (4) 「特別徴収義務者・取扱営業所等」欄中の「法人番号」欄には、特別徴収義務者の法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。)を記載すること。
  - (5) 「県・営」欄は、県内の営業所等分を一括納入する場合は「県」を、営業所等毎に納入する場合は「営」を○で囲むこと。
  - (6) 「処理事項」欄は、当県の使用欄であるため記載しないこと。
  - (7) 「支払金額」欄には、利子割が課される利子等の支払金額を記載すること。
  - (8) 「特別徴収税額」欄には、支払金額について特別徴収して納入すべき税額を記載すること。
  - (9) 「納入金額合計」欄には、特別徴収税額と延滞金の合計額を記載すること。

#### 【特別徴収税額計算書記載要領】

「非課税」の欄の「その他」の欄の「支払額」の項には、利子割が課されない次のものについて記載すること。

- (1) 所得税法第10条第1項に規定する障害者等の少額預金の利子等及び租税特別措置法第4条第1項に規定する障害者等の少額公債の利子
- (2) 租税特別措置法第4条の2第1項に規定する勤労者財産形成住宅貯蓄の利子等及び同法第4条の3第1項に規定する勤労者財産形成年金貯蓄の利子等
- (3) 所得税法等の規定により非課税とされる当座預金の利子、こども銀行の預貯金の利子等、オープン型の証券投資信託の収益の分配のうち一定のもの、公益信託の信託財産につき生ずる利子、納税準備預金の利子及び納税貯蓄組合預金の利子

種類	懸賞金付預貯金等の懸賞金等、定期積金、掛金の給付補てん金、 抵当証券の利息、貴金属等の売却し条件付売買の利益、外貨建預貯金 等の為替差益、一時払養老保険、一時払損害保険等の差益																	
	区分	支払額								税額								
課税	13	懸賞金付預貯金等	11							21								
	14	定期積金	12							22								
	15	掛金	13							23								
	16	抵当証券	14							24								
	17	貴金属等売買	15							25								
	18	外貨建預貯金等	16							26								
	19	一時払保険等	17							27								
非課税	18	非居住者																
	19	その他																
	計	20								28								
摘要																		

(あて先)秋田県知事		県・管 庁	
年 月 分		所在地及び名称	
年 月 日提出		(電話)	
特別徴収義務者番号		法人番号	
処理事項		口座番号 加入者名	
		02590-9-960002 秋田県総合県税事務所出納員	
支払金額	01		
特別徴収税額	02		
(延滞金)	03		
納入金額合計	04		
課税事務所	秋田県総合県税事務所		受 付 印
(取りまとめ店)	秋田銀行 県庁 支店		
(取りまとめ店)	仙台貯金事務センター (〒980-8794)		
上記のとおり利子割の納入について 申告します。(都道府県保管)			

種類	懸賞金付預貯金等の懸賞金等、定期積金、掛金の給付補てん金、 抵当証券の利息、貴金属等の売却し条件付売買の利益、外貨建預貯金 等の為替差益、一時払養老保険、一時払損害保険等の差益																	
	区分	支払額								税額								
課税	13	懸賞金付預貯金等	11							21								
	14	定期積金	12							22								
	15	掛金	13							23								
	16	抵当証券	14							24								
	17	貴金属等売買	15							25								
	18	外貨建預貯金等	16							26								
	19	一時払保険等	17							27								
非課税	18	非居住者																
	19	その他																
	計	20								28								
摘要																		

秋 田 県		県・管 庁	
年 月 分		所在地及び名称	
年 月 日提出		(電話)	
特別徴収義務者番号		法人番号	
処理事項		口座番号 加入者名	
		02590-9-960002 秋田県総合県税事務所出納員	
支払金額	01		
納入金額	税 額	02	
	延 滞 金	03	
	合 計	04	
課税事務所	秋田県総合県税事務所		領 取 日 付 印
(取りまとめ店)	秋田銀行 県庁 支店		
(取りまとめ店)	仙台貯金事務センター (〒980-8794)		
上記のとおり通知します。 (都道府県保管)			

第12号の6様式(第2片)  
 県民税利子割  
 納入書 ㊦

秋 田 県		県・管	〒		
年 月 分		所在地及び名称			
年 月 日 提出					
特別徴収義務者番号		特別徴収者取・取業所等	(電話)		
			法人番号		
処理事項		口座番号	加入者名		
		02590-9-960002	秋田県総合県税事務所出納員		
支 払 金 額	01				
納 入 金 額	税 額	02			
	延 滞 金	03			
	合 計	04			
上記のとおり納入します。		※ 日計	口	領 収 日 付 印	
			円		
		※印は郵便局において使用する欄です。			
		(金融機関・ゆうちょ銀行等/店舗控)			

3/4 枚目

第12号の4の3様式 懸賞金付預貯金等の懸賞金等々の県民税  
 利子割特別徴収税額計算書(写)

第12号の6様式(第3片)  
 県民税利子割  
 領収証書 ㊦

種 類	懸賞金付預貯金等の懸賞金等、定期積金、掛金の給付補てん金、 抵当証券の利息、貴金属等の売戻し条件付売買の利益、外貨建預貯金 等の為替差益、一時払養老保険、一時払損害保険等の差益		
	区 分	支 払 額	税 額
課 税	13 懸賞金付預貯金等	11	21
	14 定期積金	12	22
	15 掛金	13	23
	16 抵当証券	14	24
	17 貴金属等売買	15	25
	18 外貨建預貯金等	16	26
	19 一時払保険等	17	27
非 課 税	非居住者	18	
	その他	19	
摘 要	計	20	28

秋 田 県		県・管	〒		
年 月 分		所在地及び名称			
年 月 日 提出					
特別徴収義務者番号		特別徴収者取・取業所等	(電話)		
			法人番号		
処理事項		口座番号	加入者名		
		02590-9-960002	秋田県総合県税事務所出納員		
支 払 金 額	01				
納 入 金 額	税 額	02			
	延 滞 金	03			
	合 計	04			
上記のとおり領収しました。				領 収 日 付 印	
		(納入者保管)			

4/4 枚目

点線で切り離して4枚一組でご使用ください。









# 第12号の5様式 県民税利子割特別徴収税額営業所等別明細書

(あて先)秋田県知事 (総合県税事務所長)		特別徴収義務者番号		特別徴収義務者・取扱営業所等	
				所在地及び名称 円	
□ □ 年 □ □ 月分		種 類		(電話) 法 人 番 号	
		15 掛金の給付補てん金			
処理事項					
営業所等名	納入金額	営業所等名	納入金額	営業所等名	納入金額
取りまとめ店	秋田銀行 県庁支店	取りまとめ店	仙台貯金事務センター (〒980-8794)	合計	







# 第12号の5様式 県民税利子割特別徴収税額営業所等別明細書

(あて先)秋田県知事 (総合県税事務所長)		特別徴収義務者番号		特別徴収義務者・取扱営業所等	
		所在地及び名称 円			
<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; width: 40px; height: 40px; margin: 5px;"></div> <span>年</span> <div style="border: 1px solid black; width: 40px; height: 40px; margin: 5px;"></div> <span>月分</span> </div>		種 類			
		17 貴金属等の売戻し条件付 売買の利益			
処理事項				(電話)	
				法 人 番 号	
				<div style="display: flex; justify-content: space-between; width: 100%;"> <span> </span><span> </span> </div>	
営業所等名	納入金額	営業所等名	納入金額	営業所等名	納入金額
取りまとめ店	秋田銀行 県庁支店	取りまとめ店	仙台貯金事務センター (〒980-8794)	合計	







# 第12号の5様式 県民税利子割特別徴収税額営業所等別明細書

(あて先)秋田県知事 (総合県税事務所長)		特別徴収義務者番号		特別徴収義務者・取扱営業所等	
		所在地及び名称 円			
<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; width: 40px; height: 40px; margin: 5px;"></div> <span>年</span> <div style="border: 1px solid black; width: 40px; height: 40px; margin: 5px;"></div> <span>月分</span> </div>		種 類			
		19 一時払養老保険、一時払 損害保険等の差益			
処理事項				(電話)	
				法 人 番 号	
営業所等名	納入金額	営業所等名	納入金額	営業所等名	納入金額
取りまとめ店	秋田銀行 県庁支店	取りまとめ店	仙台貯金事務センター (円980-8794)	合計	

